

「労働基準法」における「徒弟の弊害排除」の規定と課題

田中 萬年

はじめに

戦後、「工場法」にかわり「労働基準法」が1947（昭和22）年4月7日に公布され、第7章に「技能者の養成」が設定された。ところが、その最初の第69条のタイトルに「徒弟の弊害排除」が規定された。その条文は次の通りである。

（徒弟の弊害排除）第69条

使用者は、徒弟、見習、養成工その他名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

本発表での着目点は、「労働基準法」に何故に「徒弟の弊害排除」という条タイトルが設定されたのか、という疑問

表1 「徒弟の弊害排除」設定の経過

年月日	「労働基準法」案	会議	章タイトル	条タイトル
昭和21年 4月24日	労働保護法案要綱（第2次読会原稿）	労働保護課	（徒弟の作業の種類、契約の期間、賃金及労働時間その他に付命令の定むる所に依り行政庁の認可を受くべし）	（事業主は技能の習得に関係なき作業に従事せしめることをえず）
5月10～ 13日	労働保護法案（第2次読会）	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の制限
5月13日	労働保護法案（第4次案）	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の制限
7月26日	労働基準法草案（第5次案）	労務法制審議委員会第1回小委員会	第7章 徒弟	§ 67 徒弟使用者の制限
8月6日	労働基準法草案（第6次案）	労務法制審議委員会第5回小委員会	第7章 徒弟制度	§ 67 所謂徒弟の禁止
11月20日	労働基準法草案（第7次案）	労務法制審議委員会第10回小委員会	第7章 技能者の養成	§ 66 徒弟の禁止
12月24日	労働基準法草案（第10次案）	労務法制審議委員会答申	第7章 技能者の養成	§ 68 徒弟の禁止
昭和22年 2月22日	労働基準法案（第12次案）	閣議	第7章 技能者の養成	第68条 徒弟の弊害排除
4月7日		（公布）	第7章 技能者の養成	第69条 徒弟の弊害排除

である。上の条文の内容は、技能を習得しようとする者を酷使してはならない、という意味であり、その意味であれば「技能習得者の酷使禁止」とすべきであるからである。

なお、上の条文は、「労働基準法」から技能者養成が分離し「職業訓練法」が成立し、その後の改正を経て今日の「職業能力開発促進法」の下でも生きている。そして、職業訓練軽視論の法的根拠になっていると言える。

本発表では、「徒弟の弊害排除」が規定された経過と、今日まで生きている背景及び課題について明らかにしたい。

労務法制審議委員会での検討

労制審は「労働保護法」の審議のために小委員会を設置した。小委員会は7月26日の第1回委員会で末弘厳太郎を委員長にし任命して審議を始めた。そこで、労政審において徒

弟問題に関する経過を知るべく作成したのが表1である。

問題の原点は第2次読会原稿にあるように「技能の習得に関係なき作業に従事せしめることを得ず」であり、これをタイトル化したのが第3次案の「徒弟使用者の制限」であった。つまり、事業主に対する制限条項を規定する意図であった。

これが「徒弟の弊害排除」になった経過には時代の大きな変転があったことを紹介したい。

労働組合の教育訓練論

ところで、労働組合の多くは徒弟制度に強く反対していた。初期の案には、戦後の民主的制度の希求と

度」と定義しているが、この観念の認識がわが国には弱い。

という社会の雰囲気と相まって、反徒弟制度的思考が法案の審議に反映したと推測される。

しかし、労働保護課の質問に徒弟制度に反対を表明していた組合であっても、様々な教育訓練の要望を出していた。木村が整理した徒弟制度反対の労働組合の教育訓練についての意見をまとめたのが表2である。徒弟制度必要論と合わせると2/3の組合に上る。徒弟制度には古い雇用関係だけではなく、弟子を養成するという教育訓練機能があるが、この機能を明確に意識していなかったことが分かる。

徒弟制度批判は単純には語れない証左である。

おわりに

労働組合は、徒弟制度が封建的と批判するが、その教育訓練的機能の潜在性を認識できず、一般的教育論に埋没していた。教育関係者も新憲法に規定された「教育を受ける権利」から論じる狭隘性から抜け出せなかった。ちなみに、ILOは「徒弟制度」を「訓練させることを契約を以て約束する制

度」を定義しているが、この観念の認識がわが国には弱い。

このような修業制度軽視の観念は戦後に始まったのではなく、端緒はわが国の近代化の延長線上にあり、戦後にも引き継がれた。そのような思考様式の中で、「徒弟の弊害排除」の問題性は注目されず、今日に至っていると言える。

参考文献

- ・木村力雄1「労働基準法における技能者養成規定の制定過程について」、『日本教育学会大会研究発表要項』32、1973-08-28。
- ・木村力雄2『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について（資料）』、職業訓練大学校調査研究資料 No. 8、昭和48年度。
- ・末弘厳太郎『労働法のはなし』、政治経済研究所、1952年。
- ・労働省『労働行政史』第二巻、労働法令協会、昭和44年。
- ・労働省労働基準局技能課『改正技能者養成規程解説』、日本労務研究会、昭和25年。

表2 徒弟制度不要論労働組合の教育訓練への意見

No.	地域	名称	最低年齢	年少労働者の教育訓練	徒弟制度	
					賛否	理由・補足
労3	長崎	佐世保中部地区鉄工	14歳	青年学校の機構を改善し職業前の実業学校とし人格、智識の向上を図る	不必要	
労4	茨城	羽田精機籠ヶ崎	男14歳 女16歳	労働学校を設立、智能・体育・技術教育を施させる	不要	絶滅を期す
労5	東京	労働総同盟三菱重工業	14歳、但し重労働産業については16歳	組合によって労働学校を設立、時間中特別教育をなす	廃止	人格的発達に問題あり
労7	東京	全日本機器	満14歳	14～16歳 4時間労働 16～18歳 6時間労働 労働時間中に技術教育をおこなう	不必要	
労8	東京	松下産業蒲田支部	満12歳	青年学校の義務化を強化し、教育時間は有給	規制すべし	優秀な熟練工は徒弟出身、兄弟子の暴力を規制すべし
労12	福井	東洋電機製造	満14歳	実労6時間	必要なし	安全教育を法制化する
労15	愛知	名古屋造船	16歳	教育の徹底を図る	不必要	
労18	大阪	大阪ダイヤモンド工業	15歳	現行諸規定の他青年学校に関する規定の積極的実施並監督規程を設けること	不必要	
労21	香川	松下電気産業	義務教育終了後	教育に必要な時間を与える義務(栄養の補給)	—	
労23	愛媛	四国機械工業	満16歳、但し15歳にして従業員として採用、満1年は強制的に職業人として教育をなす		認めるとせば	特別の場合認めるとせば行政官庁、労働委員会等の保護規定を要す
労25	福岡	洞ノ海造船	満15歳	保護工員として一定期間特別教育をなす	特別教育	保護工員として将来の発達に資せしめるため特別教育を施す必要あり
労29	大分	東九州造船	男 18歳 女 20歳	現行法通り	不必要	これに代わる補導機関必要あり
労31	東京	旭電化工業	満16歳	18歳まで6時間労働 発育障害作業禁止 知育体育機関を事業主の負担に於いて設ける	—	
労32	東京	協和化工	国民学校高等科卒業	教育と休養のために就業時間の一部を割くことを規定する	止む得ず	廃止すべきなるも、過渡的制度として合理的な監督機関の監督の下に存置するは止むを得ず
労34	愛知	東海練炭工業	満15歳	年少労働者5名以上使用の事業場は少なくとも一週2回程度の教育日を制定し学科常識問題等の指導をする	不必要	
労35	大阪	日新化学大阪製造所	満15歳	満17歳に達するまでは補助的訓練期間とする	不必要	
労36	大阪	中山太陽堂	満15歳	満15歳に達する迄は教育機関にて養成	—	年少工員養成所の如き一定の規則ある制度により運用すること
労38	山形	猪股工業	満14歳	満16歳までを保護工とする	法の厳格な適用	絶廃の方向に持って行くべきも不可能なれば保護を加え法の厳格な適用を必要とする
労40	埼玉	富士紡本庄工場	国民学校高等科卒	職業教育人格教育につき権威ある学校を地区的工場密度に応じ或は有力組合所在地に設くべし	あながち捨つべきものに非ず	美点を生かし弊害を抑制する法規を決定せばあながち捨つべきものに非ず
労41	山梨	旭館望月製絲所	16歳	青年学校とは別途に職業に於ける公民及職業教育を施行し産業人たる資格を与へること	不必要	
労43	奈良	大日本紡績高田工場	現行法にて可(14歳)		廃止	民主的な労働学校を設置
労45	高知	敷島紡績高知工場	男女共14歳	労働時間の短縮、個性教育制度の確立、(食料の特別加配)	不必要	
労47	群馬	群馬県食料品	16歳		不必要	見習工制により技術者を養成する
労48	東京	印刷局滝の川	16歳		現状は意義ある	現状に於ては存置の意義あるも将来適当な時期に於て廃止すべきものなり 存置する以上は封建的束縛を受けざる様法律で規定すること
労50	山口	第二雀田炭鉱	満17歳	教育・修養機関を設置すること	不必要	
労52	東京	全日本炭鉱労組	満14歳	18歳未満の労働者の労働時間は1日4時間とする 残余は勉強出来る時間を与えること	禁止	請負親方制度其他名称の如何を問わず之等の雇傭関係は一切禁止すること
労53	熊本	市立民生病院	満15歳	労働時間は6時間とし、2時間の公民又は実習教育を行ふこと	不必要	但し、実習学校を設け之により特別教育を行ふこと、学校は政府により運営す。出来れば工場の一部に置き手工業ならば組合を作り運営す。政府により検定を行ふも可
労54	大分	日本医療団大分県	満15歳	修養機関の設置(技術と学問)	—	特別技術教育の設備と専門学校への連携をすること
労57	新潟	新潟県食料営団	満14歳、死法化された児童虐待防止法等の活用を臨む	事業主に於て必ず青年学校に通学せしめ優秀者は尚上級学校に進学の途を開かれたい	不必要	徒弟制度親方制度は早急に廃止すること
労58	兵庫	大丸神戸店	満14歳	向学心を碍げざる規定を必要とする		
労60	長野	長野電鉄交通	17歳	百人以上の使用事業場は教育施設をすること 百人以下は職業毎に合同の施設をすること	不必要	

出典：木村力雄2より作成